

00093

# 鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十月二十五日  
第七百五十六號

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格B A列

## ◇鳥取縣令第七十九號

銃砲等所持禁止令施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林

敬 三

### 銃砲等所持禁止令施行細則

第一條 銃砲等所持禁止令（以下令といふ）第一條第一項各號の一に該當のものについて所持の許可を受けようとする者は其の届書に銃砲等所持禁止令施行規則（以下規則といふ）第一條に定むる事項の外次の事項を附記しなければならぬ。

- 一、銃砲にありてはその番號に經及び型
- 二、刀劍類にありてはその製作者、名拵双渡及所持年月
- 三、相續又は遺贈の場合にありては前所持者の住所氏

### 名及び本人との關係

第二條 規則第四條の届出は書面又は口答を以てするも次の事項を具備しなければならぬ。

- 一、住所氏名（法人はその名稱主な事務所々在地代表者の住所及び氏名）及び生年月日
- 二、銃砲等を喪失したり盗み取られたり又はその所在が不明になつたときはその事實を知つた年月日時及びその状況の詳細
- 三、許可證の亡失したときはその亡失したと認められる年月日及び場所
- 四、本籍、住所又は氏名に異動があつたときは新舊の本籍住所又は氏名の外その異動のあつた年月日

第三條 規則第五條の届出は次の事項を記載した書面に許可證を添付して提出しなければならぬ。

- 一、住所、氏名）法人はその名稱、主なる事務所々在

00094

地、代表者の住所及び氏名)及び生年月日  
 二、許可事由の消滅又は廢棄しやうとする事情の概要  
 前項の届出で對しては書面又は口頭でその措置を指示する

第四條 刀劍類の外装修理若しくは研磨の業をなさんとする者は左記事項を具備した書面をもつて知事に届出でなければならぬ。  
 一、本籍、住所、職業、氏名及び生年月日  
 二、營業の種類  
 三、營業場所

第五條 銃砲の修理を業とする者又は刀劍類の外装修理若しくは研磨を業とする者が銃砲等の修理外装修理又は研磨のためこれらの委託を受けようとするときは許可證をその委託物件と共に預け置かなければならぬ。  
 第六條 許可を受けて銃砲等を所持する者及び前條の營業者は警察官吏からその銃砲等若しくは其の許可證の提示を命ぜられたときはこれを拒むことはできない。

第七條 令及規則又はこの細則により知事に提出する願届

書類は所轄警察署を経由しなければならない。  
 第八條 第四條第五條及び第六條の規定に違反した者は拘留若しくは科料に處する。

附 則

本令は昭和二十一年十月十三日よりこれを施行する。  
 昭和二十一年一月鳥取縣令第三號(銃砲刀劍其ノ他民間保有武器所持禁止ノ件)はこれを廢止する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百四十一號

鳥取縣物資需給協議會規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣物資需給協議會規程

第一條 この協議會は配給物資の需給調整を圖りその迅速適正を期することを目的とする。

第二條 この協議會は知事の諮問に應じ左の各號について審議するものとする。

00095

一、配給割當計畫

二、配給實態の調査

三、その他必要と認める事項

第三條 この協議會は會長一名副會長一名委員若干名をもつて組織する。

第四條 會長は會務を總理する。

會長事故あるときは副會長其の職務を代理する。

第五條 委員は左に掲げる者の中から會長が委嘱する。

- 一、消費者代表
- 二、生産配給機關代表
- 三、學識經驗者
- 四、關係官吏

第六條 會長は縣經濟部長副會長は縣商工課長の職にある者を充てる。

第七條 この協議會に左の部會を置く。

- 一、纖維品部會
- 二、食料品部會
- 三、自轉車部會

四、ゴム皮革部會

五、雜品部會

第八條 會長は概ね四、四半期毎に全委員又は各部會別委員を招集するものとする。

但し會長において必要と認めるときは其の都度招集することができらる。

第九條 この協議會の審議にはかり決定した事項は一般に公表するものとする。

第十條 この協議會は幹事と書記とを若干名置く。幹事は會長の命を受けて庶務を整理する。

書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和二十一年十月二十一日からこれを施行する

◇鳥取縣告示第四百四十二號

食糧管理事務取扱員を次のやうに解職並びに囑託した。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

解囑したる者の氏名		擔當區域	職務執行の場所	備考
山崎 信男	縣下一圓	鳥取縣食糧検査所	昭和二十一年八月三十一日解任	
囑託したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
佐藤 晃一	縣下一圓	鳥取縣食糧検査所	昭二一、八、三一任命	
佐々木 壽子	同	同	同二一、八、二五同	
福田 清子	同	同	同二一、八、三一同	
八頭支所分				
解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
田中 菊惠	八頭郡一圓	八頭支所	昭二一、八、三一解任	
橋本 勝一	同	社村	用瀬出張所 同二一、六、三〇同	
早瀬 俊夫	同	山郷村	同二一、八、三一同	
田中 博	同	若櫻町	丹比出張所 同二一、六、三〇同	
田中 幸恵	同	丹比村	同二一、八、三一同	
高支所分				
解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
賀川 秀藏	賀茂村	賀茂出張所		
中村 秀雄	大村	用瀬同		
中尾 昇治	若桜町	丹比同		
田中 克實	智頭町	田瀬同		
日野支所分				
解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
田中 賢二	神戸村	美濃出張所	昭二一、五、三一解任	
南條 庄吉	東郷村	入正同	同	
中西 美行	寶木村	正條同	同二一、八、三一同	
源 武男	同	松保同	同二一、五、三一同	
囑託したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
池野田 公治	神戸村	美濃出張所		
安木 民雄	大正村	大正同		
奥井 英俊	東郷村	同		

囑託すべき者の氏名		擔當區域	職務執行の場所	備考
白岩 多喜男	吉岡村	松保同		
北村 晴雄	松保村	同		
尾崎 勇	寶木村	正條同		
廣富 國藏	逢坂村	同		
大寺 紀久夫	日置谷村	青谷同		
本所分				
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
榎本 正臣	縣下一圓	鳥取縣食糧検査所	昭二一、九、二四任命	
小久江 良太郎	同	同	同二一、九、一〇同	
平野 廉三	同	同	同上	
西伯支所分				
解囑したる者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
清水 君江	御來屋町	御來屋出張所	昭二一、六、三〇解任	
澤田 廣行	米子市	米子同	同上	
權田 秋雄	崎津村	同	同二一、七、三一同	
日野支所分				
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
瀨野 尾千代	逢坂村	御來屋出張所	同上	
大野 道男	日吉津村	巖同	同二一、八、一五同	
米田 秀吉	成實村	米子同	同二一、八、三一同	
増原 信重	巖村	巖同	同上	
囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行の場所	備考	
藤野 謙	米子市	米子出張所	昭二一、四、三〇任命	
今田 治教	同	同	同二一、八、三一同	
古曳 康徳	賀野村	手間同	同二一、八、二〇同	
酒田 英彦	尙徳村	同	同二一、八、三一同	
森田 壽長	日吉津村	巖同	同二一、六、三〇同	
片山 精一	同	同	同二一、七、三一同	
上村 和義	名和村	御來屋同	同二一、八、一〇同	
野坂 吉郎	御來屋町	同	同二一、八、三一同	
山根 晴光	同	同	同二一、八、一〇同	

囑託すべき者氏名	擔當區域	職務執行場	職務執行所	備考
阿部 優	根雨町	江尾出張所	昭二、九、一〇任命	
藤原 忠章	山上村	日野上同	昭二、九、三〇同	

八頭支所分

解囑したる者氏名	擔當區域	職務執行場	職務執行所	備考
大久保 四郎	丹比村	丹比出張所	昭二、九、三〇解任	
太田 晴夫	八東村	同	同上	
長谷 喜好	八上村	河原同	昭二、八、三一同	

囑託すべき者の氏名	擔當區域	職務執行場	職務執行所	備考
山根 喜代藏	丹比村	丹比出張所	昭二、九、三〇任命	
高橋 哲治	八東村	同	同上	
橋本 元信	河原町	河原同	昭二、八、三一同	

鳥取縣告示第四百四十三號

産婆名簿登録事項中次の通り訂正した。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

舊本籍 東伯郡倉吉町大字新町一丁目二四五六  
 新本籍 西伯郡富益村五六四  
 住所地及開業地 右 同

大正十一年三月四日生

昭和二十一年八月十三日離婚に依り本籍並に前姓角原を角に變更したため産婆名簿の訂正を願出たので十月十四日訂正

舊本籍 西伯郡五千石村大字八幡二〇六番一地  
 新本籍 司 光徳村大字豊成四七九番一地  
 住所地及開業地 右 同

南 條 壽美子  
 大正十四年三月十五日生

昭和二十一年八月二日婚姻に依り本籍並に前姓高田を南條に變更したため産婆名簿の訂正を願出たので十月十四日訂正

鳥取縣告示第四百四十四號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 長野縣諏訪郡湖東村八七三四番地  
 住所及開業地 鳥取縣日野郡二部村字二部六〇四番地  
 昭和二十一年十月十六日第一〇四〇號登録

河 西 美智子  
 大正七年一月三日生

本籍 鳥取縣西伯郡淀江町大字西原九四七ノ一番地  
 住所地及開業地 右同  
 昭和二十一年十月十六日第一〇四一號登録

淺 中 美 枝

本籍 鳥取縣八頭郡智頭町大字穗見五九三番地  
 住所地及開業地 右同  
 昭和二十一年十月十六日第一〇四二號登録

大正九年七月三日生

鳥取縣告示第四百四十五號

農林水産業調査指導員である資源調査員を次のやうに任じた。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
有田 孝喜猪	口金太郎	氣高郡神戸村	昭和二十一年九月二十七日
富田 重藏	高野 甚太郎	同 青谷町	同 二十八日
河口 廉小谷	榮東伯郡西郷村	同	同
加藤 守小林	金市 西伯郡手間村	同	二十日

鳥取縣告示第四百四十六號

農林水産業調査員である資源調査員を次のやうに任じた

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

山 村 富 枝  
明治四十二年五月二十日生

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
宇田川茂吉	福田唯雄	西伯郡手間村	昭和二十一年九月二十一日
大田登喜雄	芝田忠	同	同
中山幸齊	藤重雄	同	同
山西昶	山澤遣治	同	同
益田信夫	兼本梶太郎	同	同
井藤照昭	増設區	同	同
山本文夫	柴田貞雄	日野郡二部村	同
浦部友重	樋口新藏	同	同
西村清治	松岡猪藏	同	同

鳥取縣告示第四百四十七號

昭和十九年一月鳥取縣告示第二十五號災害復興耕地事業補助規程中次のやうに改め昭和二十一年度分よりこれを適用する。

昭和二十一年十月二十五日 鳥取縣知事 林 敬 三

昭和十七年水害復舊耕地事業中「三分以内」を「十分の五以内」に「十分の五以内」を「十分の六、五以内」に改める。

鳥取縣告示第四百四十八號

價格等取締規則第三條の規定により次のやうに物品販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出人の住所氏名

山口縣徳山市八軒丁

橋本産業社

代表者 橋本 内 匠

二、品名及び最終販賣價格

輕便燈(二〇〇瓦入) 單位一箇 一〇圓〇〇

鳥取縣告示第四百四十九號

物價統制令第四條の規定により本縣における洗濯及び洗張の最高料金を次の通り指定する。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、洗濯最高料金  
イ、男子洋服類

番號	品名	單位	種別	最高料金
一	禮服	三ツ揃一組	冬物、合物、夏物	二七、〇〇
二	上衣	一点	同	一六、〇〇
三	チヨツキ	同	同	二、五〇
四	ズボン	同	同	八、〇〇
五	背廣服	三ツ揃一組	冬物、合物	二二、五〇
六	上衣	一点	同	一一、五〇
七	チヨツキ	同	同	二、五〇
八	ズボン	同	同	七、〇〇
九	三ツ揃一組	夏物	同	一九、五〇
一〇	上衣	一点	同	一〇、五〇
一一	チヨツキ	同	同	二、五〇

  

一二	同	ズボン	同	六、〇〇
一三	詰襟服	上下一組	冬物、合物	一七、〇〇
一四	上衣	一点	同	九、五〇
一五	ズボン	同	同	六、〇〇
一六	同	上下一組	夏物	一三、五〇
一七	上衣	一点	同	八、〇〇
一八	ズボン	同	同	五、四〇
一九	糊付夏服	上下一組	麻、リネル、ポプ リンダラニット製	一七、〇〇
二〇	同	上衣	一点	一〇、五〇
二一	同	ズボン	同	六、〇〇
二二	白セル	ズボン	同	九、〇〇
二三	冬オーバ	冬トシバ及 冬トシビ	同	二二、五〇
二四	合オーバ	合トシビ	同	一九、八〇
二五	少年オーバ	同	國民學校兒童用	八、〇〇
二六	レイシコート (含ハーハー)	同	毛製(混紡交織ヲ 含ム)	一八、五〇
二七	中學生小倉服	上下一組	冬物	六、〇〇

二八同	上衣一点	同	三、五〇	四三同	裏無絹人絹製 (交織ヲ含ム)	四、五〇
二九同	ズボン同	同	二、五〇	四四スカート	同	三、五〇
三〇同	上下一組夏物	同	四、五〇	四五同	同	三、五〇
三一同	上衣一点	同	二、五〇	四六同	同	六、〇〇
三二學生服	上下一組冬物	同	四、五〇	四七女學生服	上衣同	六、〇〇
三三同	上下同夏物	同	三、五〇	四八同	同	三、五〇
ロ、女子洋服類						
三四長袖婦人服	一点襪	付	一二、五〇	四九同	スカート	同
三五同	同	無	一〇、五〇	五〇背廣服	上衣同	多物、合物
三六短袖婦人服	同	付	一一、五〇	五一同	同	夏物
三七同	同	無	九、〇〇	五二小女服	同	同
三八長袖ブラウス	同	無	四、五〇	五三婦人オーバー	同	裏付
三九短袖同	同	同	三、五〇	五四小女同	同	同
四〇特殊同	裏付毛製 (含交織混紡)	同	九、〇〇	五五ハーフコート	同	婦人用
四一夏物婦人ドレス	絹、人絹、交織	同	九、〇〇	五六同	同	小女用
四二同	綿	同	五、五〇	五七婦人レインコート	同	絹毛製 (含交織混紡)
				五八婦人コート	同	冬物

五九同	同	合物	一八、〇〇	ニ、子供用品其の他		
ハ、和服類				七四セル子供服	上下一組冬物	五、〇〇
六〇長襦袢	一点夏物	同	九、〇〇	七五ベビー服	一点	四、五〇
六一同	衿、冬物	同	一二、五〇	七六ケープ(幼児用)	同	五、〇〇
六二單衣、着物 又ハ羽織	木綿	同	四、五〇	七七子供オーバー	同	毛皮付
六三同	麻	同	五、五〇	七八文化コート	同	毛製
六四同	交織麻	同	六、〇〇	七九寢衣類	同	一〇、八〇
六五同	銘仙、モス、 スフ又ハ人絹	同	八、〇〇	八〇看護服	同	帶付
六六同	絹、セル又ハ 本ネル	同	一〇、五〇	八一看護服用帶	同	帶付
六七同	明石又ハ綿紗	同	一〇、五〇	八二職業用白衣	同	帶付 二尺以上ノモノ
六八衿着物又ハ羽織	木綿	同	九、〇〇	八三割烹着	同	絹交織物
六九同	銘仙、モス、 スフ又ハ人絹	同	一三、五〇	八四作業服	上衣同	二、五〇
七〇同	人絹又ハ交織錦紗 御召、大島、紬	同	一六、〇〇	八五同	ズボン同	二、五〇
七一袴	絹	同	一四、五〇	八六同	上下續同	五、〇〇
七二同	セル	同	一四、五〇	八七ワイシャツ又ハ カッターシャツ	同	絹毛、セル、 スフ、麻
七三帶類、博多帶	同	同	八、〇〇	八八カラー	同	シングルス及 詰襟服用

八九	同	同	ソフト	〇、三五	二〇五	同	同	未滿	一、五〇
九〇	ネクタイ	一本	同	一、三〇	二〇六	包布及掛布	同	同	四、五〇
九一	半襟	一掛	同	一、三〇	二〇七	座蒲團覆	同	同	、九〇
九二	男子用襟卷 (マフラー)	一点	ラクダ及シル	二、五〇	二〇八	毛布 (二枚繰)	同	純毛製	一九、五〇
九三	ショール	同	同	七、〇〇	二〇九	綿毛布 (同)	同	混紡製	一六、〇〇
九四	毛メリヤスシャツ 上下	一組	ラクダ製	三、五〇	二一〇	ハンカチーフ	同	同	、一五
九五	綿同	同	右以外ノモノ	一、五〇	二一一	中折帽子	同	平生地	六、〇〇
九六	チヨツキ	一点	毛絲製	三、五〇	二一二	バナマ帽子	同	同	七、〇〇
九七	ジャケツ (スエター)	同	大人用薄地	九、〇〇	二一三	婦人帽子	同	フェルト生地	一〇、五〇
九八	同	同	小人用同	三、五〇	二一四	蚊帳	同	一帳四疊半吊	二〇、五〇
九九	ジャンパー	同	綿製	六、〇〇	二一五	同	同	同	二五、〇〇
一〇〇	手袋	一組	皮製以外ノモノ	一、五〇	二一六	同	同	同	三一、〇〇
一〇一	足袋白地	一足	同	六、〇〇					
一〇二	短靴下及 靴下カバー	同	同	六、〇〇					
一〇三	長靴下	同	絹毛	一、三〇					
一〇四	敷布大	一点	丈五尺以上 巾三尺六寸以上	二、五〇					

ホ、本表料金は洗濯に要する一切の経費を含み且つアイロンを使用したもの料金をとする。アイロン仕上をしない場合は本表金の三割引とする。  
ヘ、ドライクリーニングをした時は本表料金の三割増

とする。

ト、本表に記載のない品種の料金は本表中最も近似した品種の料金を準ずるものとする。

二、洗張最高料金指定基準、

番號	品名	單位	基準料金
一號	御召、縮緬、羽二重、袴地、大島、紬、結城紬、平絹、明石縮、薩摩上布	一反	二〇、〇〇
二號	銘仙類(蠶、普通縮類、絹裏地を含む)人絹、御召、人絹縮類	同	一八、〇〇
三號	綿布、スフ類平物(人絹平物を含む)	同	一三、五〇
四號	裾廻り又は胸裏(一號に該当する品質のもの)	一枚	七、五〇
五號	同	同	六、〇〇
六號	同	同	四、五〇
七號	帯地(一號同)	一本	一六、〇〇
八號	同	同	一、五〇
九號	帯七げ其の他小物類	一品	四、五〇
一〇號	湯通し又は湯伸し(一號に該当する品質のもの)	一反	一〇、五〇
一一號	同	同	九、〇〇

1、本表料金中一號乃至三號の料金は表洗張料金である。  
2、丸洗張料金は一枚につき和服袴物については表、裏洗張料金を湯伸賃を加算した料金とし和服單物については表洗張料金を湯伸し賃を加算した料金とする。  
3、七號乃至九號中特殊縫取品についてはそれらの料金に其の十割以内を加算した料金とする。

◆鳥取縣告示第四百五十號

健康保険法、國民健康保険法並びに船員保険法に基く保險醫として次の醫師を指定する。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三ノ

診療科名	診療所 の名稱	診療所 所在地	氏名	指定年月日
耳鼻喉科	小田耳鼻科	鳥取市	小田大吉	昭和二十一年十月十六日
咽喉科	咽喉醫院	西町九ノ	松尾逸士	同
大湯醫院	米子市加茂町	同	同	同
米子市尾高町	同	同	同	同
十倉醫院	米子市尾高町	同	同	同
外科	同	同	同	同

内科、小兒科、皮膚科、泌尿科、産科、眼科、耳鼻喉科

瀧醫院 岩美郡浦富町瀧 一郎 同

鳥取縣告示第四百五十一號

物價統制令第四條の規定により本縣における詔更生染加工賃の統制額を次の通り指定する。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

(一) 加工業者加工賃の統制額

(1) 紋付染

(イ) 黒染(三ツ紋及五ツ紋の場合)

一號染 五七圓〇〇

二號染 六二、〇〇

(ロ) 色染

一號染 四七、〇〇

二號染 五二、〇〇

三號染 五七、〇〇

(2) 前表加工種別は次による

一號染 直接配合染料及び酸性染料で堅牢に染色したものであるもの

二號染 直接配合染料及び酸性染料で染色しホルマリン又は金屬鹽類で後處理を施し植物染料で上掛けしたもの

三號染 直接配合染料及び酸性染料、酸性媒染料等で染色し金屬後處理並びに顯色法を施し更に植物染料で上掛けしたもの

(2) 黒染にして紅染又は藍下染を施したものは十八圓を如算すること。

(3) 前表統制額は三ツ紋及び五ツ紋のものにして一ツ紋の場合は五圓を減ずるものとする。

(2) 無地染

(イ) 黒染

一號染 三五圓〇〇

二號染 四〇、〇〇

(ロ) 色染

一號染 二八、〇〇

00107

二號染 三五、〇〇

(イ) 前表加工種別は(1)(ロ)による。

(2) 黒染にして紅下又は藍下染を施したるものは(1)(1)と同じ。

(3) 紅染 四二圓〇〇

(4) 型染

一號染(生地元柄を應用したもの) 三七圓〇〇

二號染(型紙五枚以下使用したもの) 七七、〇〇

三號染(同 十枚 同) 九二、〇〇

四號染(同 十五枚 同) 一一七、〇〇

五號染(同 十六枚以上使用したもの) 一五七、〇〇

(5) 暈染 七七圓〇〇

(6) 機械捺染

一色染(一色を増す毎に八圓を加算す) 四五圓〇〇

(7) 丸染

綿織物及びスフ織物の製品 二〇圓〇〇

(イ) 右は重量二二〇匁返のものを加工する場合の加工賃で二二〇匁を超えるものは一〇匁を増す毎に右

加工賃の一割を加算したる額とする。

(ロ) 本加工賃は仕上加工賃を含まない。

(8) 旗印染

(イ) 旗

拾圓旗、優勝旗(鹽瀨大巾) 一一〇圓〇〇

單各種旗 (同) 六〇、〇〇

(ロ) 錦紗 大巾 錦紗 紋中付 五五、〇〇

小巾 同 同 三五、〇〇

(イ) 琴鏡掛 琴掛 紋中付 九〇、〇〇

鏡掛 同 五〇、〇〇

(2) 風呂敷 三巾風呂敷 紋角付 三〇、〇〇

二巾 同 同 二〇、〇〇

(3) 湯丹 小袖簞笥湯丹 紋表付 五〇、〇〇

長持湯丹 紋兩面付 九〇、〇〇

00106

